

公的年金制度の充実に関する意見書

高齢化が著しく進行するわが国において公的年金制度の充実は緊急の課題である。しかし、今回の年金改正は、厚生年金の給付水準を削減し、基礎年金国庫負担引き上げなど諸問題を先送りにし、年金に対する国民の期待と信頼を打ち砕いた。

よって、本市議会は、国に対し、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 第131回臨時国会における「国民年金法の一部を改正する法律」における附則改正と付帯決議に基づき、基礎年金に対する国庫負担を即刻2分の1に引き上げ、2004年の次期改正においては税方式（全額国庫負担）に移行すること。
- 2 無年金者の救済・発生防止のための改善措置、および外国籍の無年金者に対する救済措置を講ずること。
- 3 労働者の賃金の増加に伴い、生活水準が向上し年金世代の生活水準も向上させることは当然であり、賃金スライドを含む総合的な勘案方式の凍結を解除すること。
- 4 第3号被保険者等女性の年金について、女性の自立を支援し女性に対して不利になっている仕組みを改め「男は仕事、女は家庭」という旧態依然とした世帯単位の制度を見直し、結婚、転職・退職、子育て、離婚、死別といった多様な女性のライフサイクルに対応した女性の年金権を確立すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年 9月27日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男